I 概要

1 名 称 和歌山市役所本庁舎で使用する電力の調達

2 需要場所 和歌山市七番丁23番地

3 業種及び用途 官公署(事務所)

## Ⅱ 仕様

1 供給電気方式、供給電圧(標準電圧)、計量電圧(標準電圧)、標準周波数、供給方式、発電設備 等

(1) 供給電気方式 交流3相3線式

(2) 供給電圧(標準電圧) 33,000V

(3) 計量電圧(標準電圧) 33,000 V

(4)標準周波数 60Hz

(5) 供給方式 2回線受電(本線・予備線受電)

(6) 発電設備 ①非常用自家発電装置

(ア) 定格出力 500kVA

(イ) 台 数 1台

(ウ) 用 途 非常用

(エ) 定格電圧 415 V

(オ) 系統連係の有無 無

②常用太陽光発電装置

(ア) インバータ容量・ユニット数 10kW×2基

8 k W×2基

(イ) 用 途 常用

(ウ) 定格電圧 200V

(エ) 系統連係の有無 有

(オ) アンシラリーサービス料対象容量 0 k W

(今後経過措置対象外となった場合は協議により決定します)

2 契約電力及び予定使用電力量

(1) 契約電力 常時電力 1,300kW

予備電力 1,300kW

※契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、30分最大需要電力計により計測 し、算定される値が原則としてこれを超えないものとする。また、予備電力とは、常時供給 設備等の補修または事故により生じた不足電力の供給にあてるため、常時供給変電所から予 備電線路により、常時供給電圧と同位の電圧で供給するものとする。 (2) 予定使用電力量 3, 306, 453kWh

※令和7年3月1日0時00分~令和8年2月28日24時00分までの電力量見込み。 (月別の予定使用電力量は、別紙のとおり。)

3 供給期間

自 令和7年3月1日0時00分 から 至 令和8年2月28日24時00分

4 電力量等の検針

自動検針装置有

電力会社の検針方法 遠隔自動検針

計量器の構成 電力需給用複合計器 (通信機能付)

5 需給地点

需要場所構内引込口に和歌山市が敷設した33kV断路器電源側接続点

6 電気工作物の財産分界点 需給地点に同じ

7 保安上の責任分界点 需給地点に同じ

## Ⅲ その他

- 1 力率は、自動力率調整装置を設置し、契約期間中100%を保持する予定。
- 2 フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- 3 非常用自家発電設備500kVA×1台を有している。
- 4 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が定める電気供給条件(特別高圧・高圧)による。ただし、燃料費調整額については、入札時の基準燃料価格等の算定諸元を契約期間用いることとする。
- 5 料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
- (1) 契約電力及び最大需要電力の単位は、1kWとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
- (2) 使用電力量の単位は、1kWhとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
- (3) 力率の単位は、1%とし、その端数は、小数点第1位で四捨五入する。
- (4) 契約金額(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)に円未満の端数がある場合は、第3位以下を切り捨てる。
- (5) 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

## 月別予定使用電力量 本庁舎

(単位: kWh)

年 月	予定使用電力量
令和7年3月	271, 925
令和7年4月	218,839
令和7年5月	234, 140
令和7年6月	271, 219
令和7年7月	3 1 4, 8 2 9
令和7年8月	364, 736
令和7年9月	316, 285
令和7年10月	258, 148
令和7年11月	242, 920
令和7年12月	281,075
令和8年1月	276, 201
令和8年2月	256, 136
計	3, 306, 453